

福岡県公報

令和5年11月21日
第 449 号

目 次

告 示 (第729号・第730号)

○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	2
公 告		
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課) ……………	2
○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	(企 画 課) ……………	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	5
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課) ……………	6

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7

告 示

福岡県告示第729号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
糸島市二丈吉井字柚木田1757から1760まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柚木田1757・1759・1760(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年3月19日福岡県告示第351号北九州広域都市計画道路事業3・2・44-9号 7号線（富士見工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業3・2・44-9号 7号線（富士見工区）

3 事業施行期間

平成23年6月15日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公 告**公告**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(2) 第17474号	株式会社ヤマダエステート 代表者 山田 隆文	柳川市三橋町柳河588-6

2 聴聞期日及び場所

令和5年11月30日（木）午後4時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁7階北棟建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

令和5年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和5年11月28日（火） 午後1時30分

2 会場

福岡市博多区千代一丁目20番31号

福岡県千代合同庁舎3階 C301B会議室

3 予定議案

(1) 道路事業（（主）久留米筑紫野線（北野・大刀洗工区））について

(2) 街路事業（（都）堤上野線（向島工区））について

(3) 道路事業（（主）福岡東環状線（粕屋工区））について

- (4) 道路事業（（主）筑紫野古賀線（宇美 2 工区））について
- (5) 道路事業（（国）385号 那珂川拡幅（Ⅱ期））について
- (6) 河川事業（那珂川）について
- (7) 街路事業（（都）長浜太宰府線（須玖北工区））について
- (8) 街路事業（（都）東櫛原町本町線）について
- (9) 道路事業（（主）筑紫野古賀線（須恵工区））について
- (10) 河川事業（大牟田川）について
- (11) 河川事業（多々良川）について
- (12) 海岸事業（柳川海岸 海岸高潮対策事業）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園 7 番 7 号 電話092-643-3696）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市椿字日上623番1、623番11、623番28から623番43まで、624番1から624番10まで及び806番1並びに弁分705番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯塚市新立岩 7 番 14 号
株式会社ファイン不動産
代表取締役 植田 正勝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町今福字城の下634番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市津福今町字新堀235番地の2
久留米ヤクルト販売株式会社
代表取締役 光武 俊郎

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡遠賀町大字広渡	令和 5 年 10 月 25 日 から 令和 5 年 12 月 22 日 まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上郡築上町大字岩丸地内	令和 5 年 9 月 15 日から 令和 5 年 12 月 13 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級及び4級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡遠賀町大字上別府、大字別府	令和 5 年 11 月 13 日から 令和 6 年 3 月 15 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝倉市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
朝倉市、うきは市、筑前町、東峰村（全域）	令和 5 年 9 月 25 日から 令和 6 年 2 月 29 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うきは市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3D都市モデル作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
筑後吉井伝統的建造物群保存地区、新川田籠伝統的建造物群保存地区、街なみ環境整備事業地区	令和 5 年 6 月 26 日から 令和 6 年 3 月 28 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

大野城市全域	令和 5 年 10 月 12 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
--------	---

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量：修正数値図化）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市	令和 5 年 11 月 1 日から 令和 6 年 3 月 15 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、柳川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
柳川市	令和 5 年 9 月 29 日

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3 級基準点測量（1 点））

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉南区葛原東四丁目	令和 5 年 10 月 17 日

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3 級基準点測量（2 点））

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区大字小竹	令和 5 年 10 月 25 日

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市（一部）及び八女郡広川町（一部）	令和5年9月29日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第242回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和5年11月28日 13時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町9-15

福岡県中小企業振興センター 2階 大ホール

3 予定議案

(1) 筑豊広域都市計画道路の変更について

(2) 筑豊広域都市計画道路の変更について

(3) 福岡広域都市計画道路の変更について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となる可能性がある。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和5年11月2日小郡市告示第176号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の決定（令和5年10月19日小郡市告示第169号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和5年10月19日小郡市告示第168号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和5年10月19日小郡市告示第167号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字福泉塚480番1及び480番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市吉松二丁目6-2 パストラーレOP2 104号
大城 啓司